

道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十四号

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表令第七条第九号に掲げる施設及び令第七条第十二号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第九号に掲げる施設				一年	占用面積一平方メートルにつき	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額
	高架の道路の路面下に設ける施設であつて規則で定めるもの	建築物	階数が一のもの	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額			時価に〇・〇一一を乗じて得た額	
階数が二のもの			時価に〇・〇一二を乗じて得た額	時価に〇・〇一五を乗じて得た額				
その他のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	一年	占用面積一平方メートルにつき	時価に〇・〇一三を乗じて得た額	時価に〇・〇一六を乗じて得た額		
			一日	占用面積一平方メートルにつき	時価に〇・〇〇〇五を乗じて得た額	時価に〇・〇〇〇六を乗じて得た額		
一年	占用面積一平方メートルにつき	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額					

令第七条第十四号に掲げる施設

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

時価に〇・〇三四を乗じて得た額